明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（六二）　二
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（六三）　二
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（六四）　三

〔告　示〕
○適格消費者団体を公示する件（**消費者庁**一）　三
○元売業者の指定を取り消した件（**総務**六三）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**九）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**一〇）　四
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一三〇）　四
○除籍が滅失した件（**同**一三一）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**一三二）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一三三）　五
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一三四）　五
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**五）　六
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件（**厚生労働**四四）　六
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件（**同**四五）　六
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の業務の全部を廃止した件（**同**四六）　六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**四八三～四八七）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業**二五）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（**同**二六）　七
○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**六）　八
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**国土交通**二九三～二九五）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**二四）　九

〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　農林水産省　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　農林水産省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇
社内検定認定公示（厚生労働省）　一〇
国家試験
平成二十六年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
商号登記抹消、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三二

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。